

名古屋市道路標識等維持管理計画



平成27年3月
(令和5年3月更新)

名古屋市 緑政土木局 道路維持課

1. 道路標識等維持管理計画策定の背景と目的

(1) 背景

橋梁をはじめ他の土木構造物に比べ、道路附属物に関する明確な維持管理計画は策定されていなかった。本市の財政状況に伴い、社会資本整備に係る予算が削減されつつあるなか、従来通りの対処的な維持修繕による方法では各施設を適切に維持管理していくことが困難となる恐れがある。

(2) 目的

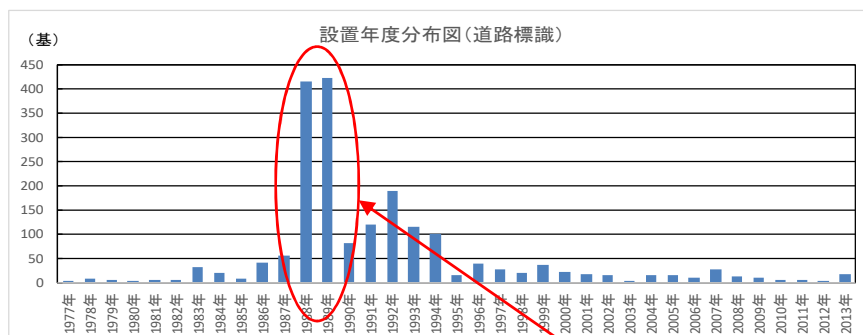
予防保全的な維持管理への政策転換を図るとともに、各施設の長寿命化及び修繕に係る費用の縮減を図り、維持管理・更新を効率的・効果的に行うことを目的とする。

2. 維持管理計画の対象施設

名古屋市緑政土木局が管理する道路附属物の内、以下に示す大型標識等（美装化柱、道路情報装置を含む）に対し、本計画を適用する。

- ・道路標識（門型標識等68基、大型標識等1,203基、美装化柱：731基）

各施設の設置年度の分布は下図の通り



施設の老朽化に伴う補修が一気に訪れる可能性が懸念される

3. 健全度の把握に関する基本的な方針

(1) 健全度の把握

健全度の把握については、「門型標識等定期点検要領（平成31年2月国土交通省 道路局）」及び「附属物（標識、照明施設等）点検要領 平成31年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課」、「小規模附属物点検要領（平成29年3月 国土交通省 道路局）」に基づいて、門型道路標識等は5年に1回、その他の道路標識は10年に1回を目安に定期点検を実施し、道路附属物等の損傷を早期に把握する。

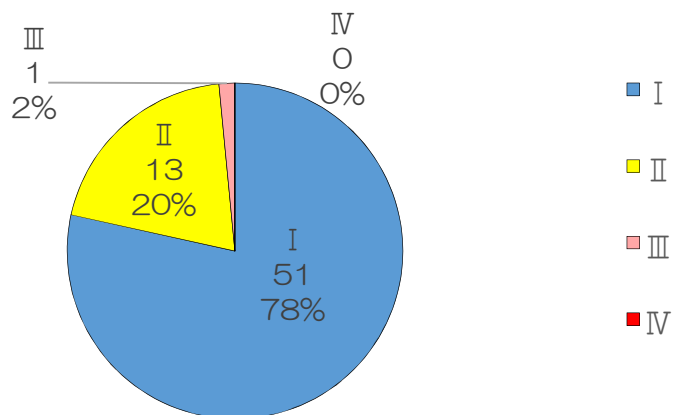
定期点検では、原則下表の4段階で部材単位の健全性の診断と、道路附属物の健全性の診断を行う。

なお、本計画の策定にあたっては、平成25年度に実施したストック総点検の結果を踏まえた内容とする。

点検を行った際には、結果に基づき計画を適宜見直すものとする。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

※平成22年要領の3区分の判定に加え、「IV」が追加された。



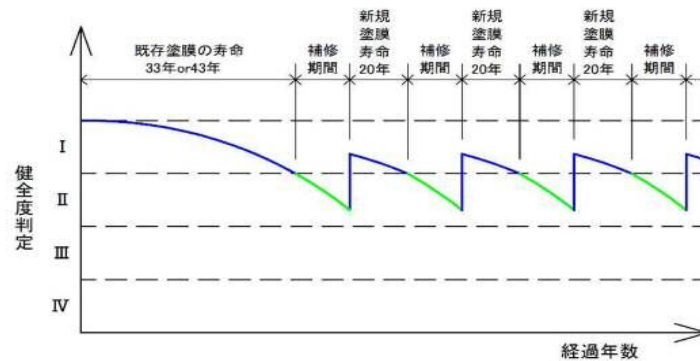
門型標識等の健全度区分の割合

※平成30年度以降に設置された施設においては、次回の定期点検時期である令和5年度に初期点検を行い、健全性の把握を行う。

4. 道路標識等の修繕・更新に係る費用の縮減に関する基本的な方針

(1) 予防保全型の維持管理による費用縮減

定期点検により健全度の把握を行い、従来の対処的な修繕から予防保全的な修繕へ移行することにより、施設の建替えなどの大規模な修繕を回避し、ライフサイクルコスト（LCC）の縮減を図る。



予防保全型維持管理による健全度イメージ

塗膜の損傷度判定が「Ⅲ」になる前に塗替塗装を実施し延命化を図る。

(2) 新技術の活用

点検や修繕等において、新技術の活用により将来の維持管理費用などのコスト縮減が見込める、あるいは工期短縮など事業の効率化が期待できる新技術の活用を図る。

NETIS等における新技術（工法、材料等）の導入について積極的に検討を行う。

5. 点検計画の策定

(1) 定期点検計画及び点検に要する費用

定期点検の計画は下表のとおり、平成27年度から10年間とする。平成30年度までは、道路法に定められた定期点検を優先し、その他の施設は令和元年度から点検を開始する。定期点検に要する費用はストック総点検に要した費用を参照し、概算で約1.1億円とすることとし、できる限り平準化に努めるものとする。

年度	H27	H28	H29	H30	R1
門型標識等				○	
その他の標識					○
年度	R2	R3	R4	R5	R6
門型標識等				○	
その他の標識	○	○	○	○	○

6. 修繕計画の策定

(1) 優先順位

本市における優先順位は以下のように定める。

① 健全性区分の判定

定期点検による健全性区分の判定結果を優先する。

② 社会的影響度等

同一判定区分に複数の道路附属物がある場合は、「社会的影響度」、「周辺環境」、「補修の緊急性」などの観点より補修の優先順位を決定する。

③ 劣化予測

塗膜劣化予測時期を経過している施設については、塗替塗装による修繕を実施する。

(2) 計画期間

計画期間は平成27年度から10年間とする。

修繕に要する費用は毎年予防保全型の修繕を行うために必要な額とし、10年間の概算で約1.5億円とする。

また、定期点検実施後は適宜計画を見直すものとする。

(3) 個別施設の状態等

個別施設の状態（点検結果、点検結果に基づく補修内容等）は別紙1～3のとおりとし、優先順位の高い道路附属物から順に、塗替塗装などの修繕を実施するものとする。

その他の軽微な修繕については、必要に応じて平準化予算内で修繕を実施するものとする。

塗替塗装の仕様については、中・上塗りにふっ素樹脂塗料を使用し、下塗りに変形エポキシ樹脂塗装を基本とする。

各種修繕の時期については、下表を基本に行うものとする。

■塗替塗装

施設	種別	初期塗替塗装時期	次回塗替塗装時期
道路標識	F-1型、F-2型、アーチ型	設置後33年	20年毎
	トラス型、T型、複柱式		
	美装化柱（塗装柱）	設置後43年	

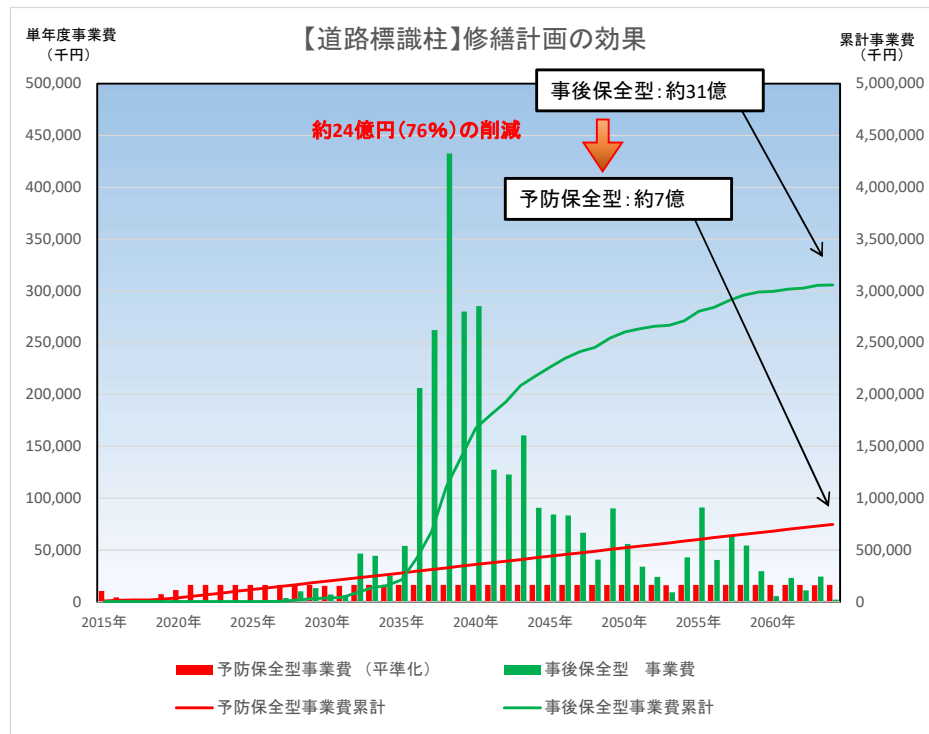
■その他の修繕

施設	種別	実施時期
全施設	地際水切りコンクリート施工	塗替塗装と同時期を基本
	ボルト交換等	損傷発見後～次回点検時までを基本
type3(1)等	化粧パネル撤去	令和4年度までを目途に順次撤去

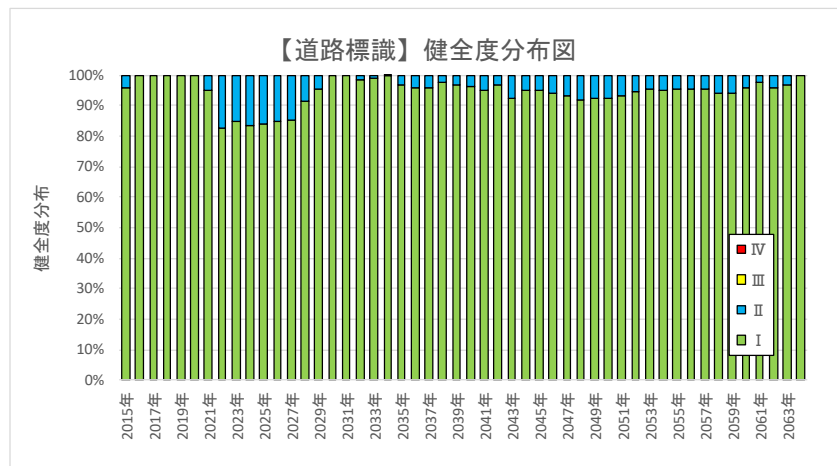
7. 修繕計画による効果

道路標識柱の維持管理を予防保全型で行うと、今後50年間のライフサイクルコストは746,617千円必要となり、従来の事後保全型で予測した施設寿命時に更新を行っていくと、3,054,377千円必要となる。結果、予防保全型の修繕は、約76%のコストカットが期待できる。

■ 50年間グラフ(予防保全型事業費平準化)



また、施設の健全度分布は、健全度「Ⅱ」及び「Ⅰ」の状態での維持管理が可能である。



8. 計画の見直し履歴

- (1) 平成27年3月計画策定
- (2) 令和2年3月計画見直し
 - ・道路情報装置を計画の対象に追加
 - ・門型標識等について、1巡目の定期点検結果を反映
- (3) 令和4年3月計画見直し
 - ・道路照明等（統合柱、デザイン柱）について、「道路照明の個別施設維持管理計画」見直しに伴い計画内容を移行（本計画より削除）
 - ・上記により、「道路標識等維持管理計画」に計画名を変更
 - ・新技術の活用についての項目を追加
 - ・点検及び修繕計画一覧表の更新
 - ・その他、軽微な語句や数値の見直し
- (4) 令和5年3月計画更新
 - ・点検及び修繕計画一覧表の更新
 - ・その他、軽微な語句や数値の見直し

9. 計画策定担当部署

【計画策定担当部署】

名古屋市緑政土木局 路政部 道路維持課 維持係 tel : (052) 972-2856